

環境生活部長

様

土木事務所の長

国定公園事業の取消処分を要する事案について

国定公園事業執行認可等の取扱要綱第 27 条により、下記のとおり報告します。

記

- (1) 公園施設の種類
- (2) 執行認可の年月日及び番号
- (3) 国定公園事業者名
- (4) 公園施設の位置
- (5) 法第 16 条第 4 項で準用する法第 14 条第 3 項の該当号
- (6) 事業執行者の現況
- (7) 公園施設の現況
- (8) 法第 16 条第 4 項で準用する法第 15 条に基づく原状回復等の必要性についての意見
- (9) 他法令の規定による処分に状況
- (10) その他の参考事項

(注)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 取消処分の根拠及び必要性を明らかにした書類

2 その他

- (1) 執行認可の年月日及び番号には、当該事業の執行の認可指図書記載のものを記入すること。
- (2) 法第 16 条第 4 項で準用する法第 14 条第 3 項の該当号には、取消処分の根拠となる号を記載するとともに、該当すると判断される根拠を記載すること。
- (3) 法第 16 条第 4 項で準用する法第 15 条に基づく原状回復等の必要性についての意見には、国定公園事業執行認可等の取扱要綱第 28 条第 1 項各号への適合について、それぞれ根拠を示し、具体的に記載すること。
- (4) 必要に応じて、当該公園事業の執行に必要な他法令の規定による処分に関する書類の写し等を添付すること。